

京都市交通局管理規程第2号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年8月30日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「技術長又は理事」を「技術長，理事，監察監又は統括監察員」に改める。

第3条中第3項を第5項とし，第2項を第4項とし，第1項の次に次の2項を加える。

- 2 監察監は，上司の命を受け，服務及び業務監察に関する事務を統括する。
- 3 統括監察員は，上司の命を受け，服務及び業務監察に関する事務を総括し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

第6条中第4項を第5項とし，第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

- 3 監察監に事故があるときは，主管事務につき，統括監察員が代理し，統括監察員に事故があるときは，主管事務につき，管理者が指定した課長がその職務を代理する。

附 則

この規程は，平成25年9月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)